

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見募集

■意見募集期間：令和8年3月3日（火）から令和8年4月1日（水）まで

■案件番号：145210664

■意見提出数：6件（法人・団体：3件、個人：1件、匿名：2件） ※意見提出数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者
1	個人
2	匿名A
3	NTT東日本株式会社
4	NTT西日本株式会社
5	JSAT MOBILE Communications株式会社
6	匿名B

■ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対する意見

意 見	考え方	案の修正
(意見1) 【意見の要旨】 巨大コンテンツ事業者(MATANA・Netflix等動画事業者)によるネットワーク負荷の実態把握に向けた報告項目の追加について 【理由】 本改正案では、多様な提供形態を踏まえた回線数等の報告様式の適正化が図られていますが、現在の日本の通信インフラの持続可能性を議論する上で、回線数のみならず「特定の巨大コンテンツ事業者(CP)が誘発するトラフィック量」の把握が極めて重要です。 現在、GAFAやNetflix等動画事業者の巨大CPは、国内の光回線網(NTTやPNJ等)に対して膨大なトラフィックを流し、利益を享受していますが、インフラの維持・拡張コストは国内の通信事業者と最終利用者が負担する「不均衡な状態」にあります。 インフラ事業者がこれらの巨大CPに対し、将来的に正当なインフラ利用料を課金できる仕組みを構築するためには、まず行政として「どの事業者がどれほどのインフラを占有しているか」という客観的なデータを持つ必要があります。 【具体的要望】 今回の報告規則改正において、高速度データ伝送役務(FTTH等)を運営する事業者に対し、トラフィック量上位数社(特定の巨大CP)が占めるデータ転送量の割合」についても、定期報告の対象に加えることを検討いただきたい。これにより、受益者負担の原則に基づいた「ネットワーク使用料の公正な分担(Fair Share)」に関する法的議論の基礎資料として活用すべきであると考えます。 【個人】	(意見1に対する考え方) 現行制度において第二種負担金の額の算定に回線数を用いることとしているのは、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申」(令和5年2月 情報通信審議会 電気通信事業政策部会)において、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、二号基礎的役務の提供が確保され、(略)ネットワークの価値が高まることで受益する者全体に、応分の負担を求める受益者負担制度であり、「各負担事業者の受益の程度は、基本的には、利用者の数に比例すると考えられるが、集合住宅向けサービスや法人向けサービスにおいては、1契約で複数回線を提供するケースも見受けられる」ため、第二種負担金算定の単位として「回線数」を用い、1回線当たりの単価(回線単価)により各負担事業者の毎月の回線数を乗じることにより負担金額を算定することが適当である」と提言されたことを受けてのものです。 いただいた御意見については、今後の本制度の運用における参考として承ります。	無
(意見2) 様式第30の2の改正案において、下記の箇所は、電気通信事業報告規則第2条の表の中欄の記載に平仄を合わせ、「接続をし」ではなく、「接続し、」に修正すべきではないでしょうか。 (省令案) 自らの電気通信設備との接続(当該端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者が提供する卸電気通信役務の利用に係るものを除く。)をし → 接続をし、と記載。 (報告規則内の参考箇所)	(意見2に対する考え方) 本改正案では、御指摘いただいた規則内の参考箇所とは異なり、「接続」又は「接続する」のいずれかから「卸電気通信役務の利用」を除く必要があるところ、より簡便な規定とすることができると「接続」からこれを除くこととしました。この場合は「接続」を名詞として用いることとなり、このため、「し」の前に「を」を追加する必要性が生じることから、原案が適当であると考えます。	無

・アンライセンスLPWAの2 ・仮想移動電気通信サービスの様式第15の3の2 (報告規則内の記載) 電気通信回線設備と接続し、 →「をし」ではなく、「し」で区切っている。 【匿名A】		
(意見3) ○様式第30の2について、今回の改正案では、端末系伝送路設備を設置する事業者とは異なる事業者が端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続し料金その他の提供条件を定めて卸電気通信役務を提供しており、報告を行う事業者が当該卸電気通信役務を利用する場合には、当該役務の卸元事業者を報告することを規定する content と理解しております。 ○上記の改正趣旨である場合、様式第30の2により報告を行う電気通信事業者と、端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続し料金その他の提供条件を定めて卸電気通信役務を提供する電気通信事業者(卸元事業者)が直接契約しない場合についても、卸元事業者を報告することでよいか確認させていただきたいと考えます。 例えば、卸元事業者が提供する卸電気通信役務の提供を受けてさらに卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が存在する場合のように、様式第30の2により報告を行う電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が、必ずしも卸元事業者ではない場合も想定されます。 ○このように、二以上の段階にわたる卸電気通信役務が提供されている場合においても、注記3における「卸電気通信役務を利用している場合」に該当し、この場合においても卸元事業者を報告することとなるのであれば、その旨が読み取れるように明確化すべきと考えます。 ○また、端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者は、自社で報告した回線数に加え、様式第30の2により自社以外から報告された回線数をもとに第二種負担金を負担することとなることから、第二種負担金の金額の適正性を確認するために、様式第30の2にて報告された回線数及び報告事業者が、第二種負担金の算定根拠として端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者に開示されることを明文化すべきと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見3に対する考え方) いただいた御意見の三つ目の○までの御指摘を踏まえ、次の下線部のとおり原案を修正いたします。 様式第30の2 注3 「…卸電気通信役務を利用している場合(二以上の段階にわたって提供される当該卸電気通信役務を利用している場合を含む。)」には、…」 いただいた御意見の最後の○については、必要に応じて、今後の検討の参考として承ります。	有
(意見4) 改正案に賛同いたします。 改正前の制度においては、本邦領域内で衛星通信サービスを利用する外国籍船舶・外国籍航空機(以下「外国籍船等」)もBBユニバーサルサービス制度の対象となることから、回線数の把握・計測に関して技術的及び事務的な負担が生じることが懸念されておりました。また、外国籍船等のご契約者様に対して制度趣旨の理解を求める必要がある点についても、実務上の課題であると認識しておりました。本改正により外国籍船等が一律に対象外と整理されたことは、制	(意見4に対する考え方) いただいた御意見の前半は、本改正案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後半は、今後の施策の参考として承ります。	無

度運用の明確化及び事業者負担の軽減の観点から非常に有意義であり、これに対し感謝申し上げます。 一方で、原案に見られる電気通信事業法（以下「事業法」）における「日本の領域」における外国籍船等への適用の考え方につきましては、必ずしも一般に十分浸透しているとは言い難くまた実態に則していないと感じられるケースも少なからず存在すると考えております。 今後の事業法関連の制度整備にあたっては、外国籍船等に対する事業法適用の考え方を踏まえた上で、より実態に即した検討を行って頂くとともに、その考え方について関係者への周知・理解促進が図られることを期待致します。 【JSAT MOBILE Communications株式会社】		
（意見5） 改正案を支持しますが、電気通信事業報告規則の改正を機に、通信業界の透明性を高め、公共料金化を進めるべきです。 電波は国民共有の有限資源なのに、大手寡占による料金高止まり（月5,000円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています（地方普及率75% vs 都市90%）。報告義務の見直しで事業者の事業内容・料金実態・設備投資状況をより詳細に開示し、国民が実態を把握できるようにしてください。 数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」と言っていたのに、いつの間にか値上げ続きです。儲かりすぎてる証拠（利益率20-30%）であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。 公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にしてください。複雑割引やレンタル端末販売、段階制プランの禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。改正案に公共料金化と透明性確保を強く反映を求めます。 【匿名B】	（意見5に対する考え方） いただいた御意見の冒頭は、本改正案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見のその他の部分は、今後の施策の参考として承ります。	無

（以上）